

令和8年度 堺市立若松台中学校校則

令和8年4月
若松台中学校
校長 増田 裕一

1. 服装・頭髪について

① ポロシャツ・カッターシャツ・学ラン・ブレザー

- ・夏季はポロシャツ・ニットシャツを着用してください。少し肌寒い場合は、学ラン・セーラー・ブレザーの着用も可能です。
- ・ポロシャツは出しても構いません。ただし、インナーシャツは入れてください。
(インナーシャツの色に指定はありません)
- ・学ランの中には、ポロシャツ・ニットシャツを着用する必要はありませんが、学ランを脱ぐ際は、必ずポロシャツ・ニットシャツを着用してください。
- ・ブレザーの中には、ニットシャツを必ず着用してください。
- ・制服の下(首、袖、腰)から、シャツやトレーナーなどが出ないようにしてください。
- ・制服のセットを崩しての着用はできません。ニットシャツ・ポロシャツは可。
例) 上：学ラン 下：スカート・新制服、旧制服の混合も不可

② スカート

- ・スカート丈は膝が隠れるようにし、ファスナーを閉めて、腰履きしないでください。
- ・スカートの下からズボンを出さないようにしてください。
- ・ベルトを着用しても構いません。

③ 名札

- ・学校内では、必ず制服につけてください。(登下校の際は、外してもかまいません)
- ・ウィンドブレーカー以外のものを着ているときは、左胸に付けてください。

④ 靴

- ・運動に適した靴を履いてください。

⑤ 頭髪

- ・整髪料・パーマ・染髪は禁止となっています。
- ・髪ゴムは、色は問いませんが、装飾品がついているものは危険なのでやめてください。
- ・髪留めは目立たないものにしてください。シュシュなどの目立つものは禁止にしています。

⑥ 冬季

- ・カーディガンは、白・黒・紺・グレー・茶の単色であれば着用可。ワンポイント可。
- ・登下校時にマフラー・ネックウォーマー・手袋・耳当ての着用は構いません。
校内では外すようにしてください。
- ・ウィンドブレーカー(上下)は学校指定のものがあります。校内では、上着のみ着用可能です。中には制服を必ず着用するようにしてください。
- ・ひざかけは使用してかまいません。種類、色等も問いません。ただしかぶる、枕として使用するなど正しくない使用方法是禁止にしています。
- ・制服の下にダウンベスト、ダウンジャケットの着用はできません。

⑦ その他

- ・化粧、装飾品(指輪・ミサンガ・ネックレス・ピアス・カラコン、髪飾りなど)は禁止です。
- ・帽子は原則禁止ですが夏季は熱中症対策のため通気性の良い帽子、日傘は許可しています。
- ・平日、休日問わず私服での登校は禁止です。必ず学校指定の服装で登校してください。
- ・鞆は昼食がない日はサブバックでの登校でもかまいません。それ以外は通学バックで登校するようにしてください。
- ・6時間目が体操服の授業の場合、終了後の更衣を行う必要はありません。更衣をしたい生徒はいつも通り更衣をおこなってください。
- ・時間割の都合で1日に2回の更衣がある場合、1回目の更衣後は体操服のまま過ごして構いません。ただし、2回目の授業が終わったら、6時間目の授業を除き、更衣を行ってください。

2. 登校について

- ① 8:30には教室で着席しておいてください。
- ② 8:30のチャイムが鳴り始めの時に自席に座っていない生徒は遅刻となります。鳴り終わるまでではないので注意してください。
- ③ 1限目開始後に登校した生徒は、職員室で遅刻届を書いてもらい授業の先生に渡すようにしてください。
- ④ 6月1日～体育大会終了までの期間は体操服登校が可能な期間になっています。熱中症対策のためです。

3. 給食・お弁当について

- ① 各クラス全員で「ごちそうさま」をするまでは教室で待機しておいてください。
- ② 各クラス「ごちそうさま」で教室から出て良くなります。
- ③ お弁当持参の場合は、13:05のチャイムまで教室から出られません。
- ④ 昼食を購入する際、ファーストフード・ホットスナックは認められていません。
お弁当・パンを購入してください。
- ⑤ 昼食時のみパックの飲み物を許可しています。
- ⑥ 昼食時にでたごみは、必ず家に持ち帰ってください。

4. 昼休みについて

- ① 遊び道具として貸し出しボール（サッカーボール・バレーボールなど）があります。
- ② ボールはグラウンド中央倉庫に保管してあるので借りることができます。
- ③ 予鈴でボールを返し、授業に遅れないようにしてください。
- ④ 借りたボールを返さない。授業に遅れるなどのルール違反があった場合ボールの貸し出しを禁止にします。（全校生徒）

5. 部活動について

- ① 3月1日～10月31日までは、6時00分に完全下校。
11月1日～2月28日までは、5時30分に完全下校。
- ② 行事、公式戦などを直前に控えている場合は、活動時間を30分延長することがあります。
- ③ 部活終了後は、速やかに下校してください。

6. 携帯電話について

- ① 原則もってこない。電話が必要な場合は職員室の電話を使用してください。
- ② 許可書を提出している生徒は、登校時に昇降口にいる先生に預けてください。
- ③ 家庭に連絡しなければならない時のみ校長室前で使用してください。
- ④ 校長室前以外（教室、登下校中など）の使用は認められていません。
- ⑤ 間違えて持ってきた場合は、気づいた段階で学年の先生に伝え、預かってもらってください。
- ⑥ 教室で使用している。許可書なく持ってきているなどの場合は、保護者に連絡し保護者が学校にとりに来るまで返却できません。
- ⑦ 臨時で持ってきた場合、登校時に昇降口にいる先生に事情を説明して預けてください

7. その他生活指導上の取決めについて

- ① 他学年の教室や廊下に行ってはいけません。（同じ学年でも、他のクラスにも入らない）
用事がある場合は、フロアの先生にお願いしてください。
- ② 他人の物に許可なく触れたり、持ち物の貸し借りはしないでください。
- ③ 勉強に関係のないものや高価なもの、必要以上のお金などは持ってこないでください。
（お茶を忘れた時、お茶が足りなくなった時用のお金は必要）
- ④ 他人のお弁当を貰う、もしくは自分のお弁当を他人にあげる行為はしないでください。
- ⑤ 友だち同士のスリッパ交換はしないでください。
- ⑥ 邪魔になるような場所で、たまらないようにしてください。例）教室入口、トイレ前など
- ⑦ うちわなど仰ぐものは、休み時間のみ使用可です。行事中、授業中の使用はできません。
- ⑧ 不必要なものを持ってきた場合は、教員が預かります。
1回目：放課後本人に返却します。保護者連絡を行います。
2回目以降：保護者連絡を行い、保護者に来校してもらい保護者に返却します。
- ⑨ 保健室に行く場合は、近くの先生に報告してから行く。先生がいない場合は、友だちに伝えていくようにしてください。行方不明防止のためです。
- ⑩ 学校に設置されている自動販売機は、朝、休み時間、放課後に使用してください。
- ⑪ ペットボトルジュース、缶ジュースは、禁止となっています。スポーツドリンクは可。

8. 自転車通学者のルール

- ①交通ルールを必ず守ってください。
- ②登下校で自転車を使用する際は、必ずヘルメットを着用してください。ヘルメット学校指定
- ③許可された自転車(番号シールを貼った自転車)で登校してください。
- ④自転車は、必ず駐輪場に置くようにしてください。
- ⑤自転車保険に加入し、保険証書を必ず提出してください。
- ⑥学校の門を入ったら、自転車は必ず降りて押して移動してください。

以上が、若松台中学校のルールになっています。この校則については、生徒会の生徒の皆さんと、教員で会議の場を持ち、1年に1回見直しを行い決定しています。